

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者公募・公表要領

令和5年9月11日森林第600号

(目的)

第1 この要領は、本県における森林経営管理法（平成30年法律第35号）（以下「法」という。）第36条第1項及び第2項の規定による経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者（以下「民間事業者」という。）の公募・公表について、森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）及び森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知）並びに森林経営管理制度に係る事務の手引きについて（平成30年12月21日付け30林整計第714号計画課長通知）によるほか、必要な事項を定めることにより、長期にわたる森林の経営管理を担う事業者の適切な選定に資することを目的とする。

(民間事業者の定義)

第2 本要領の公募・公表の対象となる民間事業者とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業員により又は他者への請負により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている事業者であり、森林組合、会社、個人経営等の組織形態は問わないものとする。

(民間事業者の公募)

第3 知事は、毎年、民間事業者を公募するものとする。

2 公募期間は次のとおりとする。なお、次に定める各回の公募期間のうち、最終日が閉庁日にあたる場合は、翌開庁日を締切日とする。

第1回 6月1日から8月31日

第2回 10月1日から12月15日

(公募申請の要件)

第4 公募に申請しようとする者（以下「登録申請者」という。）は、県内に本店又は支店を有する法人又は個人とし、以下の各号を満たすものとする。

(1) 森林経営計画の樹立者（森林法第11条又は第19条に基づき認定を受けた者）

(2) 登録申請者に以下のいずれかの資格を有する者が従事していること

① 森林施業プランナー（森林施業プランナー協会の認定を受けた者）

② 森林経営プランナー（森林施業プランナー協会の認定を受けた者）

③ 森林総合監理士（森林法に基づく林業普及指導員資格試験の「地域森林総合監理」区分に合格した者）

(公募申請の方法)

第5 登録申請者は、第3の2に定める公募期間内に、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿（以下「登録事業者名簿」という。）への登録申請書（様式1）に、次に掲げる内容を記載した別紙1に定める書類を添付し知事に提出するものとする。

- (1) 基本情報（商号又は名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地等）
- (2) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する県内市町村名
- (3) 組織に関する情報（役員数、職員数）
- (4) 技術職員に関する情報
- (5) 雇用管理体制に関する情報（賃金形態、加入保険、退職金制度）
- (6) 資本装備に関する情報（林業機械保有状況）
- (7) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- (8) 生産管理又は流通合理化の取組に関する情報
- (9) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (10) 主伐後の再生林の確保に関する情報
- (11) 生産や造林・保育の実施体制に関する情報
- (12) 伐採・造林に関する行動規範の策定に関する情報
- (13) 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- (14) コンプライアンスの確保に関する情報
- (15) 常勤役員の設置に関する情報（法人のみ）
- (16) 経理状況に関する情報
- (17) その他知事が定める情報

2 知事は、必要に応じ、登録申請者に対して登録申請書の内容等に関する情報提供を求められることができるものとする。

(市町村への登録申請者情報の提示)

第6 知事は、第5の登録申請書の公募の内容に関する情報を整理するとともに、登録申請者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する管内の市町村に、当該登録申請者に関する情報を様式3により提示するものとする。

(登録の実施)

第7 知事は、登録申請者のうち、申請内容が別記1に定める登録の基準に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を登録事業者名簿（様式2）に登録するものとする。

- (1) 基本情報（商号又は名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地）
- (2) 登録番号、登録年月日、登録期間
- (3) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村名

2 知事は前項の規定により登録の可否を決定したときは、速やかにその旨を名簿登録通

知（様式４）により当該登録申請者に通知するものとする。

（名簿の公表）

- 第 8 知事は、第 7 の規定により登録の可否を決定したときは、速やかに登録事業者名簿（様式 2）を県ホームページにおいて公表するものとする。
- 2 関係市町村への通知は、前項に定める登録事業者名簿の公表をもって代えるものとする。

（登録期間）

- 第 9 第 7 の規定による登録の有効期間は登録年月日から 5 年以内とする。
- 2 登録の更新を希望する登録事業者は、登録の有効期間が満了する 2 か月前までに、第 5 から第 8 に準じて登録の更新申請をすることができるものとする。

（変更の届け出）

- 第 10 登録事業者は、第 6 の規定による名簿の記載事項に変更があったときは、変更届出書（様式 5）により知事に届け出るものとする。
- 2 知事は、前項の規定により変更届け出があったときは、変更届出書の受理をもって変更の承認に代えるものとする。
- 3 前項の規定により変更の承認をしたときは、登録事業者名簿（様式 2）を更新し、県ホームページにおいて公表するものとする。

（状況報告）

- 第 11 登録事業者は、目標として設定した事業年度が終了するまでの間、各事業年度の終了後 3 か月以内に、実施状況報告書（様式 6）により知事に実施状況等を報告するものとする。
- 2 知事は前項の内容を確認し、必要に応じて登録事業者に改善指導を行うことができるものとする。

（登録の取消）

- 第 12 知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができるものとする。
- （1）登録事業者が個人の場合にあってはその死亡、法人にあってはその消滅、解散等が確認された場合
 - （2）登録事業者から申し出があった場合
 - （3）登録の申請又は変更の届け出の内容に虚偽の記載が確認された場合
 - （4）登録事業者が別記 1 の基準に適合しなくなった場合

(5) 経営管理実施権の行使等にあたり不正な行為をし、又は故意に伐採等を粗雑に行うなど登録の取消に相当すると知事が認めた場合

(6) その他知事が必要と認めた場合

- 2 知事は前項の規定により登録の取消をしたときは、速やかに、その旨を登録取消通知書(様式7)により当該登録事業者に通知するものとする。ただし、前項(1)に該当する場合にあってはこの限りではない。
- 3 知事は、前項の規定により登録の取消をしたときは、遅滞なく、関係する市町村にその旨を通知するとともに、登録事業者名簿(様式2)を更新し、県ホームページにおいて公表するものとする。

(書類の提出)

第13 登録申請者が知事に対して行う書類の提出は、登録申請者の主たる事業所の所在地を所管する総合支庁に提出するものとする。ただし、知事が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- 2 登録事業者が知事に対して行う書類の提出は、前項に準じるものとする。
- 3 前各項の規定により書類の提出を受けた総合支庁長は、速やかに農林水産部長あて進達するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和5年9月11日から施行する。

別記1 登録の基準

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

以下の(1)～(11)の項目のうち、当該民間事業者の事業内容に該当する項目の基準を全て満たしていること。

項目	基準	説明
(1) 生産量の増加又は生産性の向上	素材生産等に関し、生産量又は生産性を、5年間で2割以上増加又は向上させる目標を有していること。 民間事業者の生産量の実績が5000m ³ 以上/年あり、又は生産性の実績が間伐8m ³ 以上/人日もしくは主伐11m ³ 以上/人日である場合は、当該実績以上の目標を有していること。	
(2) 生産管理又は流通合理化等	以下のいずれかに取り組んでいること。 ①作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理。 ②製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等。	
(3) 造林・保育の省力化・低コスト化	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。	
(4) 主伐後の再造林の確保	以下の両方に該当すること。 ①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制 ^{*1} を有すること。 ②主伐後に適切な更新 ^{*2} を行うこと。 ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。	※1 主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。 ※2 市町村森林整備計画等を踏まえつつ、『山形県における皆伐・更新施業の手引き』（H30.3.28林振第1285号林業振興課長通知）を遵守すること。ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある。

<p>(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保</p>	<p>素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業員の現場従事実績等が3年以上であること。</p>	<p>※3 「3年以上」は連続していることを要さない。「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。</p>
<p>(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等</p>	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。</p>	
<p>(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策</p>	<p>以下のすべてを満たしていること。</p> <p>① 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組^{※4}を行っていること。</p> <p>② 現場作業職員等^{※5}に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。</p> <p>③ 労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。</p> <p>④ 以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 	<p>※4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実施等の雇用管理の改善等 ・リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策等 <p>※5 事業主自身を含み、必要な安全衛生教育を修了していること、又はこれらと同等の技能を有していると認められることをもって基準を満たしているものとする。</p>
<p>(8) コンプライアンスの確保</p>	<p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <p>① 業務に関連して法令に違反し、代表役員等^{※6} や一般役員等^{※7} が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</p> <p>② 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</p> <p>③ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</p> <p>④ (6) の行動規範に違反した行為をしたと認められる者</p> <p>⑤ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理</p>	<p>※6 法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>※7 法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>※8 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等を指す。</p>

	に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ^{*8}	
(9) 常勤役員の設置	法人においては常勤の役員を設置していること。ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。	

2 経理管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること

項目	基準	説明
経理的な基礎	次の両方を満たしていること。 ①直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。 ②経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を、他と分離できること。	①の「経理状況が良好であること」とは、以下のとおりとする。 ・法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び直近3年間の経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が連続してマイナスとなっていないこと。 ・個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはならないこと。 ・これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

(様式1)

年 月 日

山形県知事 殿

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏名 :

電話番号 :

(認定事業主の有無 有 ・ 無)

※該当する方に○をつけること

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿への
登録（更新）申請書

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿への登録（更新）について申請します。

また、添付する関係書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(別添1を添付すること)

(様式3)

第 号
年 月 日

市町村長 殿

山形県知事

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の
登録申請者情報の提供について

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者公募・公表要領第
6に基づき、登録申請者に関する情報を提供します。

なお、情報提供した民間事業者は、審査のうえ 年 月 日に県ホームページ
で登録及び公表予定です。

(様式1別添1を添付)

(様式4)

第 号
年 月 日

登録申請者 様

山形県知事

「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者」名簿登録通知

年 月 日付けで申請のありました登録事業者名簿への登録について、下記のとおり決定したので、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者公募・公表要領第6の2に基づき、通知します。

記

- 1 登録番号
(登録されない場合 非登録の理由)
- 2 登録期間 年 月 日から 年 月 日まで

(様式5)

年 月 日

山形県知事 殿

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏名 :

電 話 番 号 :

「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者」変更届出書

年 月 日付けで登録を受けた内容について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

1 変更事項の内容

1. 商号又は名称	
2. 代表者氏名	
3. 主たる事務所の所在地	
4. 経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村名	

※変更した情報についてのみ記載すること。

2 変更の理由

(注) 変更事項の内容が確認できる資料を添付すること

(様式6)

年 月 日

山形県知事 殿

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏名 :

電 話 番 号 :

「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者」実施状況報告書

年 月 日付けで登録を受けた内容について、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者公募・公表要領第9に基づき、実施状況報告書（年度）を提出します。

（様式6－別紙を添付すること）

(様式6 別紙)

1. 実施状況

作業種	単位	現状 (○年度)	目標 (○年度)	○年次 (○年度)	進捗率 (○年次÷目標)
素材生産量(主伐)	(ha)	[]	[]	[]	[]
素材生産量(主伐)	(m ³)	[]	[]	[]	[]
素材生産性(主伐)	m ³ /人・日	[]	[]	[]	[]
素材生産量(間伐)	(ha)	[]	[]	[]	[]
素材生産量(間伐)	(m ³)	[]	[]	[]	[]
素材生産性(間伐)	m ³ /人・日	[]	[]	[]	[]
造林・保育(植付)	(ha)	[]	[]	[]	[]
造林・保育(下刈り)	(ha)	[]	[]	[]	[]
造林・保育(その他)	(ha)	[]	[]	[]	[]
上記以外の林業の事業量		[]	[]	[]	[]

※現状及び目標は、申請時に記載した値を記載すること。

※民有林に係る事業量等については、[]内に内数として記載すること。

※進捗率は、目標に対する当該年次の進捗率を記載すること。

2. 造林・保育の省力化・低コスト化の取組状況

--

3. 主伐後の再造林の確保の取組状況

--

※主伐と主伐後の再造林確保の状況について、実施体制等を含めて記載すること。

4. 現状と今後の目標

	実施状況の評価	今後の課題と対応策
素材生産		
主伐と主伐後の再造林		

※実施状況の評価には、素材生産及び主伐と主伐後の再造林について記載すること。

※今後の課題と対応策については、実施状況を踏まえて取り組み等について記載すること。

5. 伐採・造林に関する行動規範の策定状況

--

6. 雇用管理の改善及び労働安全対策の取組状況

--

7. 常勤役員の設置状況

--

8. その他

森林経営計画 有効期間 ※最新のもの	森林施業 プランナー	森林経営 プランナー	森林総合 監理士
認定件数 [] 件 年 月 日～ 年 月 日	[] 人	[] 人	[] 人

(様式7)

第 号
年 月 日

登録事業者 様

山形県知事

「経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者」登録取消通知書

経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者公募・公表要領第11に基づき、年 月 日付けの登録を下記理由により取り消しましたので通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 取消理由